

令和 2 年度

第 4 次行政改革大綱に基づく取組事項 ≪実績≫

== 第 4 次さつま町行政改革推進計画 ==

〔4つの柱と12の推進項目 48事業〕R 2～R 6の5年間

も く じ

1. 第 4 次行政改革大綱に基づく取組事項 1

2. 行財政改革・財政健全化の歩み（H 2 7～R 2） 5

3. 第 4 次行政改革大綱に基づく主な取組事項 ≪R 2 年度実績≫ 8

さつま町行政改革推進本部

1 第4次行政改革大綱に基づく取組事項

区 分 （4つの柱と12の推進項目、取組事項）	概 要 項 目
I 持続可能な行財政運営に向けた改革	
1 財政の経営改革	
(1) 行政改革推進計画の進行管理と効果検証	・計画に基づく進行管理 ・事務事業評価による効果検証、改善
(2) 「中長期的財政計画」の策定	・中期財政計画の見直し ・財政状況に関する認識の共有化
(3) 財政健全化の維持	・地方財政状況調査（決算統計）結果による各種財政指標等の分析 ・財政状況等の公表
2 特別会計等の経営健全化	
(1) 水道事業会計の経営健全化	・決算期における事業評価の実施 ・中長期の財政計画の見直し ・投資的経費における安定財源の確保
(2) 土地開発公社の経営健全化	・町土地開発公社経営健全化計画の策定及び推進
(3) 国民健康保険事業特別会計の適正な運営	・国民健康保険事業の安定的な財政運営 ・医療費適正化
(4) 後期高齢者医療特別会計の適正な運営	・鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携した保険料の賦課・徴収，長寿健診等の健康保持増進の推進
(5) 介護保険事業特別会計の適正な運営	・現状分析等に基づき3年を1期として策定する介護保険事業計画の進捗管理 ・要介護認定、ケアマネジメント、保険給付費の適正化
(6) 農業集落排水事業特別会計の適正な運営	・決算期における事業評価の実施 ・中長期の財政計画の見直し ・公営企業会計への移行作業の実施
3 持続可能な財源確保対策の検討及び推進	
(1) ふるさと納税の更なる推進	・ふるさとまつり応援寄附金による自主財源の確保 ・寄附金の使途の明確化（事業の限定） ・返礼品での地場産業の活性化
(2) 企業版ふるさと納税の取組み	・地方創生応援税制を活用した地域振興
(3) 広報紙・ホームページへの広告掲載拡大	・町広報紙、町ホームページへの有料広告の募集掲載
(4) ネーミングライツの導入検討	・町有施設等の命名権付与制度の導入を検討
(5) 使用料・手数料の見直し	・消費税率改正や物価変動等の社会経済情勢の変化に対応した見直し検討
(6) 債権管理の適正化	・滞納者に対する履歴等のデータを分析 ・訪問徴収員による訪問徴収の実施 ・債権管理条例の制定

区 分 （４つの柱と12の推進項目、取組事項）	概 要 項 目
Ⅱ 時代の変化に適応する組織づくりと人材育成	
1 効果的で効率的な組織等の構築	
(1) 新たな行政課題に対応する組織機構の再編	・民間委託による効率的なサービスの提供 ・効果的・効率的な支所機能（業務）の検討 ・県からの権限移譲事務の受入れ推進
(2) 広域行政への取組み	・共同処理に適した事務の洗出し ・共通の行政課題等の協議 ・消防行政の広域化の推進 ・通信指令業務の共同運用
(3) 一般廃棄物処理業務の民間委託の検討	・業務の一部または全部について民間委託の検討 ・部門ごとの費用対効果等の分析により、委託の有効性等を判断
(4) 学校給食センターの民間委託の検討	・民間業者による調理・配送員の管理体制の検討 ・1センター化に向けた取組み
(5) P P P・P F I 事業の活用	・文化施設建設等へのP P P・P F I 手法の導入検討
2 定員及び給与の適正な管理	
(1) 定員管理計画の進行管理	・正規職員、再任用職員、会計年度任用職員の定員管理 ・段階的定年延長への対応 ・消防職員の充足率の向上
(2) 職員給与制度の適正化	・正規職員、再任用職員、会計年度任用職員の給与管理 ・働き方改革による時間外勤務の適正化
3 人材の育成と活用	
(1) さつま町人材育成方針の見直し、推進	・複雑、多様化する行政課題への対応と職員のスキルアップ ・能力や資質を持った人材の確保
(2) 人事評価制度の活用	・業績評価、能力評価による昇給、昇格、勤勉手当への反映
(3) 派遣研修及び人事交流の推進	・職員の人材育成と資質の向上及び人事交流の促進

区 分 （４つの柱と12の推進項目、取組事項）	概 要 項 目
Ⅲ 効果的・効率的な行政運営と町民サービスの向上	
1 公共施設等の適正な管理	
(1) 公共施設等の計画的な管理	・公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定及び進行管理 ・固定資産台帳の整備
(2) 遊休施設等の管理	・遊休施設の利活用と処分（学校跡地及び旧教職員住宅等） ・不用物品の処分（公用車等）
2 質の高い町民サービスの進化	
(1) 効果的な電算システムの運用	・町民サービスの向上 ・効率的な電算業務の推進 ・セキュリティの確保
(2) 光ブロードバンドの基盤整備	・町内の光ケーブル未整備地域への敷設 ・町内主要公共施設への公衆無線 L A N （Wi-Fi）導入
(3) 公金の納付機会の拡充	・納付機会の拡充 ・施設使用料や窓口手数料のキャッシュレス決済導入の検討
3 行政評価による適切な行政運営	
(1) 総合振興計画の策定、進行管理	・実施計画における数値目標及び目標達成への取組みを明示
(2) 事務事業評価システムの構築、PDCAの推進	・事務事業評価システム及びPDCA体系の構築 ・評価のあり方の検討（成果指標、達成度）
(3) 振興計画（実施計画）と予算編成との整合	・総合振興計画実施計画書における成果目標達成のための課題・問題点を確認・検証 ・次年度予算編成に向けた方向性や改善
4 I C T等を活用した業務環境の改善	
(1) 効率的な業務の推進	・I C T・I O T及びA Iの利活用推進
(2) ペーパーレス化の推進	・対象業務の洗い出し ・庁舎内無線 L A Nの整備 ・タブレット端末等の整備

区 分 （４つの柱と12の推進項目、取組事項）	概 要 項 目
IV 町民参画と協働のまちづくり	
1 共生・協働の地域づくり	
(1) ボランティア及びNPOの活動促進	・ボランティア人材等の育成・支援 ・ボランティア団体やNPO等の地域連携の支援 ・地域元気再生事業の推進（交流促進型）
(2) 自治活動の促進	・地域活性化計画の策定及び活動の支援 ・地域元気再生事業の促進（地域活性化型） ・地域の担い手の育成の促進 ・地域活動に対する職員の意識向上と参画の促進 ・公民会合併に係る支援 ・全20区で公民会組織等のあり方の研究
(3) 男女共同参画社会の推進	・男女いきいき幸せプランの進行管理 ・男女共同参画（女性活躍）の推進
(4) 女性委員の登用率の向上	・女性委員の登用率の向上
2 町民の情報収集と発信	
(1) 広報広聴機能の充実	・町広報紙のより一層の充実 ・防災行政無線を利用した放送の実施
(2) 町ホームページによる情報提供の充実及び積極的な更新	・町発信のSNSとの連携 ・ホームページリニューアル改修の検討 ・対応できる言語増の検討

2 行財政改革・財政健全化の歩み（H27～）

行財政改革・ 財政健全化に 係る主な計画	第3次さつま町行政改革大綱		平成27年3月策定
	第3次定員管理計画策定		平成27年3月策定
	第3次行政改革推進計画		平成28年3月策定
年 月 日	現在までの取り組み内容，将来に取り組む予定の内容等		
27 4 1	定員の削減 339人 ⇒ 325人（第2次定員管理目標達成） 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会 自治研修センターへ職員1名を派遣（H27～H28） 国土交通省九州地方整備局河川部河川環境課へ職員1名を派遣（H27） さつま町特定事業主行動計画（第二次前期計画）策定（職場環境の整備等）		
4 14	総合教育会議の開催（地方教育行政制度の改革）		
28 3	第3次さつま町行政改革推進計画策定 紫尾温泉神の湯ふれあい館の譲渡 ガラス工芸館の譲渡（土地は無償貸付） 柊野農村広場の譲渡 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定		
28 4 1	定員管理 325人 ⇒ 331人（第3次定員管理計画） 税務課地籍調査係を廃止し資産税係へ統合 指定管理者制度導入施設の指定更新（H28～H32までの5年間 29施設） さつま町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画：前期計画策定（H28～H31）		
29 1 1	工事検査専門員の配置		
29 3	柊野農村広場の譲渡 公共施設等総合管理計画の策定		
29 4 1	定員管理 331人 ⇒ 332人（第3次定員管理計画） 自治公民会合併の促進 合併時 <u>154</u> （自治）公民会⇒ H29.4.1 <u>133</u> 上手町公民会 （上手公民会，鶴田町公民会） 鹿児島県総務部市町村課へ職員1名を派遣（H29） 東日本大震災に係る宮城県気仙沼市（ガス水道部施設整備課復興推進整備係）へ 職員1名を引続き派遣（H28～） 国土交通省九州地方整備局河川部河川環境課へ職員1名を引続き派遣（H28～） 国土交通省九州地方整備局との人事交流により職員（補佐級）1名を受入れ（H28～） 佐志交流館の指定管理者指定 コンビニ収納の実施 勤務管理システムの導入 本庁舎における新電力の導入 新たな一般職非常勤職員等制度の運用開始		
29 9 1	民生部門の組織再編（保健福祉課，子ども支援課，高齢者支援課） 福祉課，介護保険課，健康増進課 → 保健福祉課，子ども支援課，高齢者支援課		

年	月	日	現在までの取り組み内容, 将来に取り組む予定の内容等
30	4	1	定員管理 332人 ⇒ 330人 (第3次定員管理計画) 自治公民会合併の促進 合併時154 (自治) 公民会⇒ H30.4.1 131 未栄の郷公民会 (橋掛公民会, 境田公民会, 搦公民会) 鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ職員1名を派遣 (H30~32) 山崎交流館の指定管理者指定 組織機構の改編 ・商工観光課, 企業誘致対策室 → 商工観光PR課, ふるさと振興課へ改編 ・社会教育課内に国体推進室を設置 ・企画財政課 (企画政策係, 地域振興係, 財政係) へ改編 ・建設課 (まちなみ整備係, 建築係, 維持管理係, 土木係) へ改編 ・教育委員会学校教育課 (教育企画係, 教育指導係) へ改編
30	10	1	定員管理 330人 ⇒ 332人 (第3次定員管理計画)
31	3	31	観音滝公園及び観音滝公園交流センターの指定管理者指定取り消し
31	4	1	うましき里きららの楽校の指定管理者指定 定員管理 332人 ⇒ 331人 (第3次定員管理計画) 自治公民会合併の促進 合併時154 (自治) 公民会⇒ H31.4.1 130 大畝町公民会 (大畝町公民会, 久富木町公民会) 鹿児島県消防学校へ職員1名を派遣 (H31~R3) 農林水産省 農村振興局へ職員1名を派遣 (H31~R2) 農林水産省 農村振興局から職員1名を受入 (H31~R2) 組織機構の改編 ・総務課 (行政係, 危機管理係, 秘書法制係, 情報政策係) へ改編 ・企画財政課→企画政策課 (企画政策係, 地域振興係, 広報文書係) へ改編 ・財産管理課→財政課 (財産管理係, 契約検査係, 財政係) へ改編
R1	10	1	消費税改定に伴う公共施設の使用料等の改正 多言語電子配信ソフト (MCCatalog+) で広報誌とお知らせ版を配信開始
1	12	10	観音滝公園の譲渡 (土地・建物)
2	3		第4次さつま町行政改革大綱, 第4次さつま町行政改革推進計画策定 さつま町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画: 後期計画策定 (R2~R7)

行財政改革・ 財政健全化に 係る主な計画	第4次さつま町行政改革大綱		令和2年3月策定
	第3次定員管理計画策定		平成27年3月策定
	第4次行政改革推進計画		令和2年3月策定
年 月 日	現在までの取り組み内容，将来に取り組む予定の内容等		
2 4 1	定員管理 331人 ⇒ 326人（第3次定員管理計画 H27～R6） 会計年度任用職員制度開始 光ブロードバンド基盤整備地域の拡大（R2～R3） 学校給食センター3センター ⇒ 2センター バーコード付き納付書による公金のスマホ決済の開始		
2 11 16	一般廃棄物に係る相互支援協定締結 （始良市，伊佐市，霧島市，さつま町，湧水町，伊佐北始良環境管理組合）		
3 3	さつま町個別施設計画策定		
3 4 1	定員管理 326人 ⇒ 313人（第3次定員管理計画） 農林水産省 農村振興局へ職員1名を引続き派遣（H31～R3） 鹿児島県市町村課へ職員1名を派遣（R3） 防災専門職（監）の配置 指定管理者制度導入施設の指定更新（R3～R7までの5年間 29施設） 健康ふれあい公園指定管理の廃止 町有財産（不動産）の処分 公営住宅 473戸 ⇒ 479戸（用途変更 3戸，新築6戸），一般住宅廃止 町ホームページのベトナム語表記開始 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会設置 （薩摩川内市，さつま町及び阿久根地区消防組合）		
3 7 20	おくやみデスクの設置 死亡届に関する各種手続き（45の申請手続き）をおくやみデスクで実施		

3 第4次行政改革大綱に基づく主な取組事項 <<令和2年度実績>>

〔4つの柱と12の推進項目〕 R2～R6の5年間

○取組実績等

◆今後の課題等

★今後の方向性

I 持続可能な行財政運営に向けた改革

1 財政の経営改革

(1) 行政改革推進計画の進行管理と効果検証

- 第3次行政改革推進計画取組実績（5年間）の検証と、第4次行政改革大綱及び行政改革推進計画の推進方法等について全庁的に共有化を図った。
- 議会行革特別委員会に行革に関係する課の課長も出席することで、取組に対する共通認識に努めた。
- 第3次行政改革推進計画の取組項目ごとによる実績確認を行った。
- 事務事業評価調書を活用して各取組を評価し、行革への取組（担当）意識を持つことにより、将来に直面する財政・定員・勤務条件等の問題に備えることにつながることを職員全員で共有した。

■ 町行政改革に関する主な経過

開催日	会議名等	協議内容
R2.8.18	行革推進本部幹事会	第3次行革取組実績、第4次行革大綱・計画
R2.9.15	行革推進本部会議	第3次行革取組実績、第4次行革大綱・計画
R2.9.23	議会行革特別委員会	前年度実績について
R3.3.24	行政改革審議会	第3次行革取組実績、第4次行革大綱・計画

- ◆特別委員会や審議会では出された、役場業務でのA I技術の活用、学校跡地の活用、債権管理、消防通信業務の共同運用、公金のコンビニ収納、職員定数、公民会合併等に関する質疑・意見について、課題解決に向けて取組内容の整理・検討を進める必要がある。
- ◆第4次行政改革推進計画において、新たな取組として位置づけた未着手の事業について、行政改革推進本部会議や幹事会等において協議するなど、早期着手に向けた推進を図る必要がある。
- ◆職員数の減少や財政課題など重要な行政課題の解決に向け、組織の効率化・スリム化とより一層の事務事業の見直しに努める必要がある。

■ 行革取組実施率（数値目標）

（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目標						
実績	80.5	71.8				

行革実施率実績については、行革の取組事業の目標に対する達成度の平均値を記載

★今後の方向性

- ・組織や財政に関する課題解決に向け、行革本部会議や幹事会で協議を重ねながら、未着手事業の推進を含めた行政改革の共通認識に努める。

(2) 「中長期的財政計画」の策定

- 中期財政計画（令和2年度～令和6年度）を策定した。
 - ・ローリングによる策定（見直し）を行い、次年度予算編成の参考とした。
 - ・令和元年度決算に基づく公債費負担適正化計画（財政シミュレーション）の見直しを行った。
- ◆他計画との整合性
 - ・現行計画は決算ベースを主体としており、財政に影響のある各種計画の全てを反映していない。特に、公共施設等総合管理計画（個別施設計画）において試算される更新費用等の額を財政見通しの数値に反映させることは難しい状況にある。

★今後の方向性

- ・公的団体等が公表している各種ツールを活用しながら、より実態に即した財政状況分析と財政収支見通しとすることを目指す。

(3) 財政健全化の維持

○財政の健全化に向けて

- ・経常収支比率：人件費・公債費の抑制，物件費等における更なる経常経費の削減
令和2年度決算においては，新型コロナウイルス感染症による町税の減少や一本算定となった普通交付税の減少等の影響が大きく，若干上昇した。
- ・実質公債費比率：各年度新規発行債の上限設定
公債費負担適正化計画に基づく取組等により，公表されている令和元年度決算においては，県内市町村のうち鹿児島市に次ぐ上位2番目となった。
- ・将来負担比率：人件費・公債費等の抑制と，将来の充当可能財源の把握と確保に努めた。
将来負担比率については，総務省が定める将来健全化基準の範囲内となっている。

○R2新規発行債額 1,115,794千円（R1新規発行債額 699,728千円）

■ 経常収支比率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	95%以内（単年度）					
実 績	92.3	92.5				

■ 実質公債費比率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	6.0%以内（単年度）					
実 績	4.2	4.0				

◆経常収支比率

- ・類似団体と比較すると，人件費は消防業務と衛生処理業務を町単独で運営しているため，職員数が類似団体と比較して多いことが要因であり，行政サービスの提供方法の差異によるものといえる。公債費は，これまで公債費負担適正化計画に基づく新規発行債の抑制により，大幅に減少してきているものの，依然として全国平均値よりも高い比率となっている。

◆実質公債費比率

- ・今後は平準化する見込みではあるが，普通交付税の減少等により標準財政規模が減少し，比率が上昇していく可能性がある。

◆将来負担比率

- ・今後も基準内の見込みであるが，算定基準の見直し等があれば比率の動向に影響が出る可能性がある。

★今後の方向性

- ・経常的経費のうち，今後も同じような状況が続くと見込まれる公債費については，普通建設事業費の縮小が地方債依存からの脱却となり，後年度負担の減少にもつながることから，財政規模に見合う事業実施のあり方を常に意識した財政運営を行っていく。

2 特別会計等の経営健全化

(1) 水道事業会計の経営健全化

○決算期における事業評価の実施

- ・令和2年度決算時に総務省提示の経営分析指標を活用し，類似団体との比較を行い事業評価を実施した。

○中長期の財政計画の見直し

- ・令和12年度までの経営戦略を策定し，令和3年1月の議会全員協議会で報告後，町ホームページにて公表を行った。

○未収金対策

- ・督促状・催告書の発送と，年4回（7月，10月，12月，2月）3か月以上の滞納者に対する「給水停止予告通知」を送付し，訪問徴収に努めた。

○投資的経費における安定財源の確保

- ・非常用発電装置の購入費に対し，国の交付金である「電源立地地域対策交付金」を活用し，自主財源の留保に努めた。

- ◆給水人口が年々減少（前年より400人減少）しており、併せて水道使用量、料金収入も減収している。
令和2年度末では「単年度純利益」が発生しているが、今後は経常経費（収益的収支）で赤字が生じる恐れがあることから、効率的な事務事業の執行に努め、継続的に歳出抑制を図る必要がある。
- ◆施設の老朽化が進行し、更新需要が多額になってきており、中長期的な財政会計の中、安定財源で計画的な投資が必要である。

■ 単年度純利益（数値目標）（単位：千円）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		15,000千円（単年度）				
実 績	226	3,970				

■ 利益剰余金残高（数値目標）（単位：千円）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		400,000千円（R6年度末）				
実 績	515,012	508,422				

★今後の方向性

- ・水道料金については、平成29年の簡易水道統合・料金統一の際、5年間（令和3年度まで）を算定期間として料金単価を算出していることから、今後の状況を見極めながら適正な料金賦課及び料金改定を判断する。

(2) 土地開発公社の経営健全化

○経営健全化計画の進行管理

- ・公社の経営健全化を図るため、経営健全化計画書を作成しており、理事会において対策会議を行うなど進行管理に努めた。

○保有土地の早期処分

- ・公社が長年所有していた佐志ニュータウン分譲地（5区画）を町が買い取るとともに、借入利息に対する補助を行い経営の健全化に努めた。

- ◆第二種公社経営健全化団体の指標である0.1%を大きく下回る0.04と健全化に努めているが、プロパー（直営）事業と公有地取得事業で未着工箇所がある。プロパー事業については、計画の見直しも含め事業開始時期が不透明である。

■ 標準財政規模割合（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		0.05（単年度）				
実 績	0.05	0.04				

★今後の方向性

- ・直営事業の倉内工業団地4工区は、土量が多く事業費が高むことから、公共事業等を活用しながら土の搬出を行っており、今後も協力を頂きながら早期事業開始に努める。また、公有地取得事業のおしどり団地2工区は、県との契約条項の履行や今後の状況を見極めながら造成時期を判断する。

(3) 国民健康保険事業特別会計の適正な運営

○特定健診の実施

【集団健診】委託機関：J A厚生連。6会場 【個別健診】：委託機関数：59か所

集団健診実施時期：R2.6.28～11.23（23日間）受診者2,516人 66.8%（R3.6.3速報値）

- ・健康づくり推進員と地区役員の連携による受診勧奨を年2回（7月、10月）実施。

- ・R2年度から、自分の健康状態の把握と生活習慣改善の機会とし、生活習慣病の発症予防・重症化予防へつなげることを目的とし、30代健診を開始。また、3か年未受診への個別受診勧奨対象を40～69歳までに延長すると共に、特定健診の対象となる40歳に対して、引続き個別訪問を実施し受診勧奨に努めた。

- ◆年齢階級別の受診率では、40～50代の働き世代の受診率が低いことから、年度末に3か年未受診者へ訪問による個別受診勧奨を行っているが、仕事等で被保険者との接触が低い状況となっており、若年層になるほど顕著である。

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、受診控えや受診勧奨の機会が制限されるなど、受診率が低下した要因として考えられる。

■ 特定健診受診率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	70.0（単年度）					
実 績	72.1	66.8				

★今後の方向性

- ・R2年度から開始した30代健診と3か年未受診者に対し、特定健診の説明など丁寧な受診勧奨を行うとともに、生活習慣病の予防対策も推進しながら医療費適正化に努める。

○訪問徴収員による訪問徴収及び文書催告

- ・訪問徴収及び文書催告、財産調査により差押等の滞納処分を行い収納確保に努めた。
- ・令和元年度と比較して現年分は0.13ポイントの増、滞納分は0.05ポイントの減、全体では0.14ポイントの増となった。

- ◆現年分の収納率向上を強化しながら、滞納分の縮小に努力する必要がある。

■ 国民健康保険税収入率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	96.61（現年度分）					
実 績	97.39	97.52				
目 標	17.32（滞納繰越分）					
実 績	17.35	17.30				

★今後の方向性

- ・今後も現年度分の収納率向上の取組を強化しながら、滞納繰越分の縮小に努める。

(4) 後期高齢者医療特別会計の適正な運営

○長寿健診の実施

- 【集団健診】委託機関：J A厚生連。6会場 実施時期：R2.6.28～11.23（23日間）受診者631人
- ・生活習慣病の発症や重症化予防を目的とし、医療機関へ対し、特定健診の説明会や広報等で周知を図った。

- ◆被保険者の年齢構成に比例して医療費は急増している。
- ◆かかりつけ医が無い方については、定期的な検査を受ける機会がないことから、長寿健診の受診の必要性について継続的に周知を図る必要がある。また、結果報告会の際には、介護予防の観点からも保健指導の内容を検討する必要がある。

■ 長寿健診受診率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	50.0（単年度）					
実 績	37.79	43.55				

★今後の方向性

- ・広報や高齢者サロン等において周知に取組み受診率向上を図る。結果報告会に関しては、介護予防活動の一環として、介護部門（健康増進係）と連携して取組んでいく。

○適正な賦課徴収

- ・後期高齢者医療保険料の適正な賦課に係る事務を行い、納税通知書等の印刷及び発送、過誤納による還付処理などを行った。
- ・保険料の滞納者については、収納係で督促状の送付、催告の実施、納付相談、財産調査等を実施した。
- ◆後期高齢者医療の自己負担額の一部増加が今後予定されており、後期高齢者の負担がますます重くなっている。このような中、適切で正確な保険料の賦課は欠かせないものであり、今後も継続していくことが重要である。

■ 後期高齢者医療保険料収入率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	99.87（現年度分）					
実 績	99.90	99.85				
目 標	60.97（滞納繰越分）					
実 績	52.62	61.82				

★今後の方向性

- ・鹿児島県高齢者医療広域連合との連携を図り、保険料の適正な賦課と制度の周知を行いながら新たな滞納者を出さないよう収納対策に努める。
- ・収納については、今後も現年度分の収納率向上の取組を強化しながら、滞納繰越分の縮小に努める。

(5) 介護保険事業特別会計の適正な運営

○介護サービス給付

- ・高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の支給申請を審査し、低所得者層に該当する利用者に対して適正な給付を実施することで、利用者の負担軽減につながった。
- ◆地域密着型通所介護と居宅介護支援事業所の指定及び指導監督権限が市町村に移譲されたことにより、実地指導対象事業所が大幅に増加した。そのため、1事業所あたりの実施周期が長くなっているが、有資格者の配置は難しく、職員のみで対応しているのが現状である。
- ◆第8期（令和3年度～令和5年度）計画期間中に給付費がピークを迎え、その後、減少することが予想される。それに応じてサービス事業所の規模縮小等が危惧される。

■ 介護保険給付費（数値目標）（単位：千円）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	3,306,308（単年度）					
実 績	2,922,285	2,946,219				

★今後の方向性

- ・第8期介護保険事業計画に基づき、適正な給付費管理に努める。
- ・国保連合会から提供される介護レセプト情報を活用し、給付適正化を効率的に行う。

【収納対策】

○適正な賦課徴収

- ・町民税係において、介護保険料の適正な賦課を行い、所得更正や死亡等による過誤納については還付処理を行った。
- ・収納係においては、滞納者に対して徴収・処分履歴等の過去のデータを分析しながら情報を共有し、収納対策を強化するための体制づくりに努めた。
- ◆介護保険制度は介護が必要となった人を社会全体で支える仕組みであり、滞納者については、この制度を十分理解してもらうことが重要であり、今後もリーフレットを作成し、制度の周知を徹底する必要がある。

■ 介護保険料収入率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	99.59（現年度分）					
実 績	99.67	99.70				
目 標	32.42（滞納繰越分）					
実 績	25.33	33.68				

★今後の方向性

- ・介護保険料の適正な賦課とリーフレットによる制度の周知に努める。また、新型コロナウイルス感染症に伴う減免制度の周知を図る。
- ・収納については、今後も現年度分の収納率向上の取組を強化しながら、滞納繰越分の縮小に努める。

(6) 農業集落排水事業特別会計の適正な運営

○農業集落排水事業

- ・処理施設の管理及び修繕を実施し、適正管理に努めた。
- ・処理水の水質に問題はなく、農業用排水の水質汚濁の防止に努めた。
- ・過年度分使用料滞納者への徴収を行い、過年度分の収納率向上に努めた。

■ 農業集落排水施設への加入率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		100.0（単年度）				
実 績	92.1	93.2				

■ 農業集落排水使用料収入率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		100.0（現年度分）				
実 績	99.94	100.00				
目 標		100.0（滞納繰越分）				
実 績	86.14	100.00				

★今後の方向性

- ・令和３年度～令和６年度において、農業集落排水施設機能強化工事を実施。
- ・令和３年度～令和５年度において、公営企業会計適用移行事務を実施。
- ・将来的に加入者人口の減少に伴った使用料金の減収が見込まれることから、加入者人口や財政状況等を注視していく。

3 持続可能な財源確保対策の検討及び推進

(1) ふるさと納税の更なる推進

- 総務省の地場産品基準に則り、町内事業所や町内生産物のリサーチ等を行い返礼品の充実に努めながら、インターネットサイト運営委託業者との連携を密にした結果、目標を上回る寄附額２億円を達成した。
- インターネットサイト閲覧数の増加による、町及び各種特産品（返礼品）PRにつながった。
- ◆寄附件数の増加により、「寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ特例）取扱事務」が増大したことから、人員体制や申告事務正確性の観点から業務委託などの検討が必要となっている。
- ◆農産物返礼品については、天候等により品質や収量に差が生じるため難しい面があるが、町内産農産物等のPRにもつながることから、引き続き返礼品の充実にに向けた取組を推進する必要がある。

■ ふるさと納税寄附金額（数値目標）（単位：千円）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		120,000	200,000	300,000	350,000	380,000
現年実績	109,775	202,700				

★今後の方向性

- ・返礼品の充実を図り、認知度が高く実績のあるふるさと納税ポータルサイトを選定するなど、更なる寄附額の増加を目指す。

(2) 企業版ふるさと納税の取組

- 内閣府が開催する企業版ふるさと納税担当者研修会やマッチング会などのオンライン会議に参加し活用法を模索した。
- ◆企業版ふるさと納税制度を活用する事業の選定や企業側が興味を示し寄付をしてくれるような事業計画の作成など、制度活用に向けた研究と体制を整備する必要がある。

★今後の方向性

- ・企業版ふるさと納税制度の活用に向けて、活用可能な事務の洗い出しを行い地域再生計画の策定に向けた取組を進めていく。

(3) 広報紙・ホームページへの広告掲載拡大

- 広報紙の有料広告については、7社：47枠（1枠10,000円）の広告掲載があった。
 - ホームページの広告については、12ヶ月掲載2社（1枠8,000円）、2ヶ月掲載1社の広告掲載があった。
 - 広報紙・ホームページともに掲載希望があった際は、広報委員会において審査し掲載することとしている。
 - 毎年度2回、広告入り封筒を作成し、封筒印刷に係る経費削減に努めている。
- R2年8月・R3年2月作成：広告6社 長3封筒40,000枚、角2封筒20,000枚

■ 広報紙・ホームページ有料広告掲載数 (単位：枠)

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
広報紙	10	7				
H P	2	3				

★今後の方向性

・広報紙及びホームページの広告掲載については、それぞれの媒体において募集を継続し、更なる自主財源の確保に努める。

(4) ネーミングライツの導入検討

- ◆他の自治体の導入状況を参考に「ネーミングライツ導入に関するガイドライン」等を作成し、各施設所管課が統一した考えで検討を進める必要がある。
- ◆ネーミングライツの導入を行っている自治体にあつては、企業や商品名が使われるケースが多く、施設の機能が分かりにくくなることや短期間で施設名が変わるなどの課題もでている。

★今後の方向性

・ネーミングライツの導入については、町及び民間事業者それぞれのメリットだけの検討ではなく、町民の理解を得ることが必要であることから、導入自治体の事例を参考にガイドライン等の作成を進めていく。

(5) 使用料・手数料の見直し

- 外税方式の使用料については、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う使用料の見直しにおいて、消費税を含めた総額表示に対応した周知を行っている。
- ◆令和元年10月の使用料等の見直しでは、消費税率引き上げ分のみ見直しであったことから、今後の社会情勢の変化等も考慮しながら、受益者負担の原則に基づく適正な料金設定について見直しを検討する必要がある。

★今後の方向性

・使用料・手数料は住民生活の全般にわたり深く関わっているものが多く、常に町民の理解と協力が得られるよう、定期的（5年を目途）に見直しの検討を行う。

(6) 債権管理の適正化

【収納対策】

- 歳入の根幹である町税収入を確保するために積極的な滞納処分を実施し、公平公正な徴収業務を行った。
- コロナ禍の感染予防等を考慮し搜索、公売会は実施しなかった。
- ◆町外転出に伴う滞納者が増加傾向にあり、居住地が不明なケースなど個々の状況に合わせた対応が必要となっている。
- ◆今後も、現年度分の収納率向上の取組を強化しながら、滞納繰越分の縮小に努力する必要がある。

■ 町税収入率（数値目標） (単位：%)

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	99.38（現年度分）					
実 績	99.44	99.44				
目 標	14.57（滞納繰越分）					
実 績	14.66	15.76				

★今後の方向性

・今後も現年度分の収納率向上の取組を強化しながら、滞納繰越分の縮小に努める。

【債権管理】

○債権対策委員会において、債権確保及び収納率向上を図るための対策並びに滞納整理等について協議を行い、全庁的な共通認識を図った。

◆債権管理（放棄）条例の制定に向けて、調査・検討を重ねてきたが、滞納整理事務等の課題整理をはじめ、個別事案について更に詳細調査を行いながら、取組を進める必要がある。

◆債権放棄をすべき正当な理由がある債権については、個々に議案として提案すべきかも検討が必要である。

★今後の方向性

・「債権管理マニュアル」等の策定に向けて検討しながら統一的な債権管理の適正化を図る。

II 時代の変化に適応する組織づくりと人材育成

1 効果的で効率的な組織等の構築

(1) 新たな行政課題に対応する組織機構の再編

【組織機構】

○組織体制、事務事業、会計年度任用職員の任用等に係る各課等との協議（企画政策課と連携）

○会計年度任用職員及び業務委託等に関する調査

○再任用職員配置希望調査

・各課等の運営状況や新規業務・期間的業務、懸案事項等を把握するとともに、主体的な取組の確認と促進の機会とすることができた。

・宮之城総合体育館の管理体制業務と、宮之城屋内温泉プールの管理体制の一部が委託へ移行されることになった。（R3～）

◆民間委託へ移行する場合、サービス水準の低下を招くことがないように慎重な判断が必要となる。

■ 施設（業務）の民間委託・合理化（数値目標）（単位：施設）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	6（R6年度末）					
実 績	1	1				

★今後の方向性

・定員管理との整合性を図りながら、人口減少や少子高齢化が進む中におけるサービス提供と役場の組織体制はどうあるべきか、各課等の主体的な取組を尊重し、町民の理解も得ながら取組を継続していく。

【権限移譲事務】

○事務受入れに向けた県との協議について関係課に希望調査を実施し、県との協議を踏まえたうえで、令和3年度からの事務受入れを判断した。（移譲事務は、合計で18法令20項目192事務となった。）

○令和3年度から新たに、「土地区画整理事業の施行の障害となるおそれのある建築行為等の許可」、「騒音・悪臭・振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定等」、「騒音に係る地域の指定」の5項目について受入れることになった。

○浄化槽法等の関係について、町長指示を受け町民環境課が県と協議した結果、令和4年度から受入れることを決定した。

◆「県管理道路における維持補修事業等」及び「福祉事務所の設置（生活保護等の決定、実施等）」については、人員確保の問題や技術的・専門的職員の育成などの課題が多く受入れに至っていない。また、「浄化槽設置等の届出事務、維持管理指導等」については、令和4年度受入れに向けて県との協議を行いながら、体制整備を進める必要がある。

■ 権限移譲対象数

(単位：件)

		R01	R02	R03	R04	R05	R06
全 体	対象事務数	393	406	406			
	実 績	191	192	204			
	移譲割合	48.6%	47.3%	50.2%			
重 点 項 目	対象事務数	210	227	229			
	実 績	142	152	140			
	移譲割合	67.6%	67.0%	61.1%			

権限移譲プログラムの改訂により、対象事務数が増減する可能性がある。

★今後の方向性

・未受入れとなっている事務には、本町での受入れが可能と思われる事務も複数あることから、引き続き関係課と協議し推進を図る。

(2) 広域行政への取組

- 3 地区消防（さつま、阿久根、薩摩川内）において、通信指令業務の共同運用に向けた協議を複数回行い、「北薩 3 消防本部消防通信指令事務協議会」設置に向けた各種手続きを行った。
- 第4次行革大綱において、消防以外の事務についても広域行政を進めていくこととした。
- ◆ 近隣団体においては消防広域化に対する反対意見があるなど温度差があることから、広域化の協議については慎重な検討が必要となる。
- ◆ 今後、北薩 3 消防本部消防通信指令事務協議会において、通信指令業務の共同運用開始に向けて消防指令センター整備費用及び費用負担、業務連携等の詳細について検討が必要となってくる。

★今後の方向性

・将来的な職員定数と課ごとの配置数を見据えながら、全国の事例等を参考に本町において広域化が可能な事務の洗い出しを行う。併せて、民間等に委託可能な事務についても洗い出しを行う。

(3) 一般廃棄物処理業務の民間委託の検討

- クリーンセンターについては、管理運転業務を26年度から民間委託を実施している。また、収集業務については、平成12年度から民間委託を実施している。
- 環境センターについては、担当課内で施設の運転管理や収集業務について、また、やすらぎ苑の民間委託の協議を行った。
- ◆ 将来的な現業職員の状況等を考慮しながら、収集業務などの部分的民間委託の可能性を含め、委託に必要な人員や経費等を整理した上で検討を行う必要がある。

(4) 学校給食センターの民間委託の検討

- 学校給食センターの民間委託については、現在の2センター化を維持し、一部民間委託で検討を行った。
- ◆ 民間委託する上では、学校の統廃合に伴う1センター化、職員の体制、財政負担などを総合的に考慮し、委託の時期や規模を検討する必要がある。

★今後の方向性

・民間委託については、行革幹事会を中心に必要性等の理解を深めながら、給食センター、クリーンセンター、環境センター以外の公共施設についても含めて、民間委託の可否等についての検討を進めていく。

(5) PPP・PFI 事業の活用

- 公共施設整備におけるPPP・PFI手法の導入については、多額の経費を必要とする文化施設建設での導入の可能性について検討し、財政負担の軽減（平準化）を図ることはもとより、民間の運営（経営）ノウハウを用いた新たな施設運営の手法についても検討を進めていく。
- ◆ 文化施設の整備について、基本構想等を策定した上で、PPP・PFI事業導入の可能性を含めて検討する必要がある。

■ PPP・PFI事業活用（検討）件数 (単位：件)

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標						1 (R6年度末)
実 績	-	0				

★今後の方向性

・PPP・PFI方式やCM方式等の活用についての方針を定め、今後の対応策等について関係課協議を行う。

※PPPとは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※PFIとは、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法でPPPの考え方を行政として実現するための手法の一つ。

※CM（コンストラクションマネジメント）とは、建設生産・管理システムの一つであり、発注者の利益を確保するため、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務を行うもの。

2 定員及び給与の適正な管理

(1) 定員管理計画の進行管理

○第3次定員管理計画（目標年月日：令和7年4月1日）をもとに、最終的な計画目標を見据えながら、退職と採用のバランスを考慮した定員管理が達成された。

◆人口減少が加速度的に進む中、職員・再任用職員・会計年度任用職員を組み合わせた全体の定員管理をコントロールしていくことは非常に難しいが、必要な行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、中長期的な観点に基づく定員管理を行わなければならない。

◆現場を重視した定員管理を行うことが重要であり、職員数を削減すれば行政サービスにどのような影響を与えるかなど、併せて検討する必要がある。

※R1年度からR3年度までは退職者数が多く、採用者数の平準化を図るため採用の前倒しを進めている。

■ 職員等推移 (単位：人)

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	329人	323人	316人	310人	308人	305人
実 績	331人	326人	313人			
一般事務職等	283人	278人	265人			
消防職	48人	48人	48人			
再任用職員	10人	15人	22人			
退職者数	14人	22人				
新規採用職員数	12人	7人	10人			

※4/1現在の数値

○鹿児島県における消防職員充足率の平均は69.9%、近隣消防本部のほとんどが64%以上となっている。本町の充足率57.1%は、県内20消防本部中19番目（最下位50.5%）である。

◆消防職員充足率の低さは、消防力不足につながり、町民の生命・財産を守り、消防救急救助業務等を円滑に進める上でも、職員の増員が必要である。

(2) 広域行政への取組（再掲）

○3地区消防（さつま、阿久根、薩摩川内）において、通信指令業務の共同運用に向けた協議を複数回行い、「北薩3消防本部消防通信指令事務協議会」設置に向けた各種手続きを行った。

◆近隣団体においては消防広域化に対する反対意見があるなど温度差があることから、広域化の協議については慎重な検討が必要となる。

◆今後、北薩3消防本部消防通信指令事務協議会において、通信指令業務の共同運用開始に向けて消防指令センター整備費用及び費用負担、業務連携等の詳細について検討が必要となってくる。

■ 消防職員等推移

(単位：人，%)

		R01	R02	R03	R04	R05	R06
職員数	計画	51人	53人 (R6年度末)				
	実績	48人	48人	48人			
採用数		2人	1人	2人			
充足率	計画	60.7%	63.1% (R6年度末)				
	実績	57.1%	57.1%				

※職員数：4/1現在の数値

※ 充足率 現職員数÷「消防力の整備指針」に基づく算定数 (R1年度に「算定数」計算式変更あり)

★今後の方向性

- ・定年の段階的引上げに応じ、定員管理計画の内容の見直しを行うとともに、組織体制の検討も併せて行う。
- ・将来的には、充足率63.1%、職員数53名体制とし、計画的な職員数の拡充を図り、本町における安定的消防力の確保・充実を図る。

(2) 職員給与制度の適正化

- 人事院勧告に基づき、国家公務員に準ずる給与関係条例の改正を行うことにより、給与管理の適正化が図られた。

～一般職予算ベース ▲6,455千円 (期末手当 ▲5,603千円、共済費 ▲852千円)

- ◆定年の段階的引上げに関連する再任用職員の増加や、今後予定されている地方公務員共済における非常勤職員への短期給付等の適用等により、人件費の増加が見込まれる。

■ ラスパイレス指数 (数値目標)

(単位：%)

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目標	97.0%以内 (単年度)					
実績	95.7	95.5				

※ ラスパイレス指数とは、行政職俸給表 (一) の適用を受ける国家公務員の俸給月額を100とした場合の地方公務員の一般行政職の給与水準

★今後の方向性

- ・給与制度等については、国家公務員に準じた改正等を行いながら、定員管理計画の見直しと並行しながら適正化に努めていく。

3 人材の育成と活用

(1) さつま町人材育成方針の見直し、推進

- 総合振興計画後期基本計画策定において、若手職員によるワークショップを開催し、若者視点での政策立案 (政策提言) や政策形成等の能力向上 (職員のスキルアップ) に努めた。
- 多様化する行政ニーズへの対応と職員のスキルアップを図るため、関係機関と連携した研修受講への取組や、研修メニューの工夫等に努めたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画されていた研修が中止又は延期となったため、研修受講人数が前年度と比較して225人の減となった。
- ◆職員が自発的・積極的に研修を受けることができるよう環境づくりに努めているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症に関連する対策等への業務従事もあり、十分な機会提供ができなかった。

■ 研修受講者延べ数 (数値目標)

(単位：人)

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目標	1,000人 (単年度)					
実績	1,290	1,065				

■ 専門職の育成（数値目標）

（単位：人）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		2人（R6年度累計）				
実 績	-	0				

★今後の方向性

- ・職員が研修を受講しやすい雰囲気の醸成につながるよう管理監督者への働きかけに努めるとともに、コロナ禍であっても研修機会を逃すことのないよう、様々な工夫により積極的に取り組む。
- ・専門職の育成に関連し、さつま町職員自主研修費助成金交付要綱の見直しについても併せて取組んでいく。

(2) 人事評価制度の活用

- 自己申告書に基づく所属長等の面談を必須としたことにより、評価者と被評価者が相互に確認し合うことが可能となり、個々の担当業務等への取組など能力評価的な効果が増した。
- ◆国家公務員の人事評価制度がさらに能力や実績に基づくものに改められるものになることから、これらを踏まえた現行規程の改正が必要になるが、運用面でのノウハウが十分ではないため、対応に苦慮している。制度の定着や浸透に向けた運用上の取組が大きな課題である。

★今後の方向性

- ・人事評価制度の全体的な見直しと運用上の取組について、他団体の状況等も参考にしながら定着に向けた取組を進める。

(3) 派遣研修及び人事交流の推進

- 派遣職員に対し報告書提出を義務化しており、毎月の業務内容や勤務等の確認を行い、研修状況等の把握・管理を行った。
- 派遣職員の研修状況等については、デスクネットのインフォメーションに掲載し、全職員への情報提供を行うことで共有化を図り、職員自らの研修意欲向上に寄与できた。
- 派遣研修により、国をはじめ、他自治体との情報交換や人脈形成等につながっている。
- ◆定員管理計画に基づく職員の削減や基礎自治体における業務量の増加、複雑・多様化する住民ニーズへの対応等のため、職員への負担は年々増してきている。派遣期間をはじめ、派遣研修によって生じる様々な影響や派遣研修そのもののあり方や取扱い等について、幅広く検討する必要がある。

■ 派遣職員数（数値目標）

（単位：人）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		3人（単年度）				
実 績	3	3				

★今後の方向性

- ・町長マニフェストに掲げられている「民間専門人材の登用」とあわせ、民間企業等との人事交流や派遣研修に向けた取組を進めていく。

Ⅲ 効果的・効率的な行政運営と町民サービスの向上

1 公共施設等の適正な管理

- (1) 公共施設等の計画的な管理
- (2) 遊休施設等の管理

- 固定資産台帳の整備について、新公会計制度を導入することにより単式簿記では把握できないコストを把握することで、行政サービスに掛かるコストを多角的に分析することが可能となる。また、固定資産台帳を整備することにより、本町が保有する資産を正確に把握し、財政運営に有効活用することが可能となる。
- 閉校となった学校の跡地活用については、平川小学校跡地の教室棟を地元企業への貸付が決定。また、プールについては、南さつま市の民間企業への貸付が決定した。（令和3年4月から貸付開始）

- ◆長期間、遊休地として所有している土地については、価格以前に取得希望者がおらず、毎年維持管理経費が掛かる状況にある。
- ◆閉校した学校の跡地活用策が決まらない施設がある中、今後、更に閉校施設が増えていくことで維持管理経費が増加していく。

■ 同一施設の一本化・不使用財産の処分（数値目標）（単位：件）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	1件（単年度）					
実 績	-	0				
目 標	2件（R6年度累計）					
実 績	-	0				

★今後の方向性

- ・公共施設等総合管理計画の計画期間令和18年度までに、平成27年度末より公共施設の全体面積を20%縮減を目指す。

2 質の高い町民サービスの進化

(1) 効果的な電算システムの運用

- 自治体情報セキュリティクラウドの安定運用
 - ・ネットワークセキュリティについては、情報漏えいやウイルス感染の報告はなかった。
- 基幹系システムの安定運用及びクラウド化への移行
 - データの広域バックアップサービスの導入により不慮の事故への対応化が図られた。
- 各種電算機器の更新及び保守（①職員端末更新②グループウェア機器更新③A Dサーバ機器更新）
- 光ケーブルの修繕・保守の検討
- ◆基幹系システムのクラウド化について、町村会と連携しながら慎重に行う必要がある。
- ◆自庁設置光ケーブルについては、経年劣化等による断線も懸念されるので、年次的な整備が必要となる。
（商用回線利用も視野に入れて検討が必要）
- ◆自治体情報システムの標準化・共通化については、システムの仕様や導入スケジュール等の詳細が示されていないが、情報収集を含めて町村会と連携した取組が必要である。

★今後の方向性

- ・令和3年度からクラウド化される予定の基幹系システムについて、町村会と連携しながら取組んでいく。
- ・自治体情報システムの標準化・共通化について国の動向を注視し、町村会と連携し進める。

(2) 光ブロードバンドの基盤整備

- 令和2年度において、旧鶴田町、湯田、柵野地区に光ケーブルの敷設工事が完了し、令和3年6月よりサービスが開始された。
- また、令和3年度（R2線越事業）において、旧薩摩町、平川、泊野、白男川の一部、山崎、久富木、二渡、宮之城屋地の一部の地域に光ケーブルを敷設予定となっている。
- ◆今後は、敷設された光ケーブルを有効活用するため、公共施設へのWi-Fiの導入など、災害等の非常時を想定した整備の検討が必要である。

■ 光ケーブル未整備地域への敷設率（数値目標）（単位：%）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	100（R06年度末）					
実 績	42.5	61.4				

★今後の方向性

- ・光ケーブルの有効活用について、公共施設のみだけでなく観光施設やテレワーク、ワーケーション等、民間での利用を含めた幅広い活用を推進する。

(3) 公金の納付機会の拡充

【コンビニ収納】

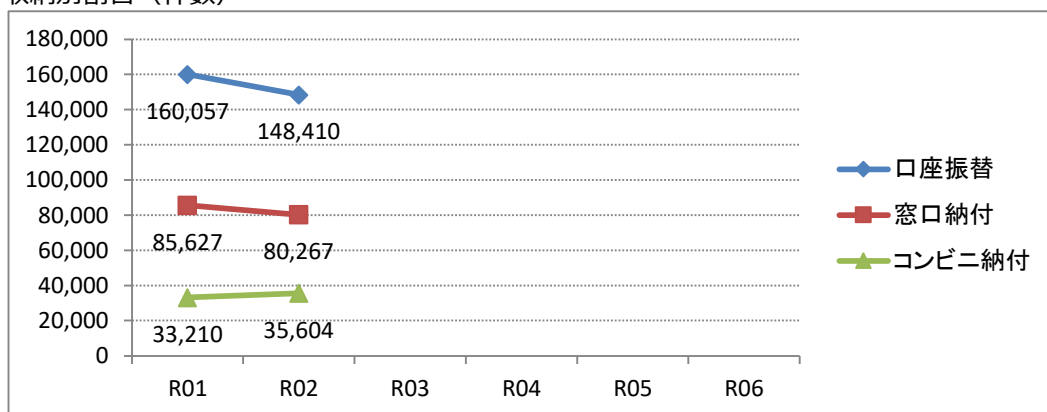
- 税金等の納付について、金融機関以外での公金等の納付機会の確保に努めた。
- 公金等の納付機会を今後更に増やすため、バーコード付き納付書のスマホ決済（４アプリサービス）を令和２年４月より開始した。
- ◆口座振替納付の推進を原則としながら、納付機会の拡充と利便性の向上を図るため、多様な納付方法の導入について研究を進める必要がある。

■納付別件数・手数料

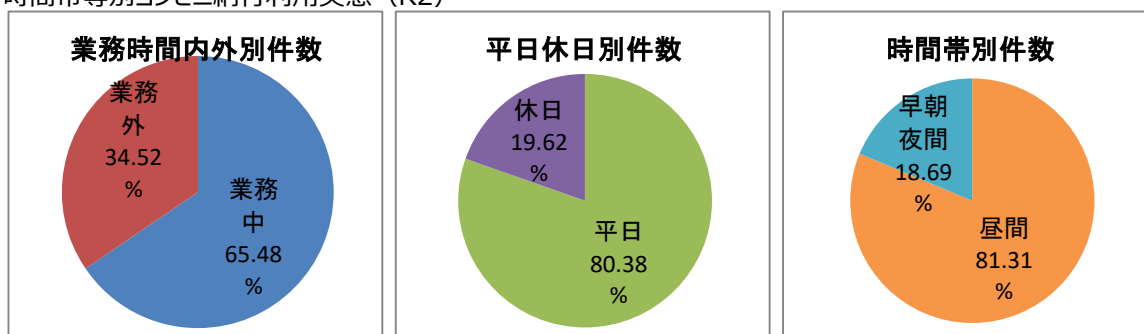
(単位：件、円)

区分		R01	R02	R03	R04	R05	R06
口座振替	件数	160,057	148,410	0	0	0	0
	手数料	1,674,769	1,606,644	0	0	0	0
窓口	件数	85,627	80,267	0	0	0	0
	手数料	1,503,700	1,450,101	0	0	0	0
コンビニ	件数	33,210	35,604	0	0	0	0
	うちスマホ件数	—	973	0	0	0	0
	手数料	2,255,474	2,430,355	0	0	0	0
合計	件数	278,894	264,281	0	0	0	0
	手数料	5,433,943	5,487,100	0	0	0	0

■収納別割合（件数）



■時間帯等別コンビニ納付利用実態（R2）



※ 業務外は、休日・早朝・夜間に該当する時間帯 昼間は8時～18時、早朝・夜間は18時～8時

- コンビニでの収納割合の増加に伴って手数料についても増加しているが、コンビニ納付利用実態では業務時間外における納付が約35%を占めることから、町民の利便性の向上に寄与していると考えられる。
- ◆コンビニ収納を利用される方のうち約65%は業務時間内の納付となっていることから、収納代行手数料の観点から口座振替収納の利用促進に努める必要がある。

★今後の方向性

- ・納付方法については、口座振替納付を推進とあわせ、コンビニ納付及びスマホ決済の拡充など、多様な納付方法の選択肢による町民サービスの向上に努める。

【施設使用料・証明手数料のキャッシュレス決済導入】

○包括連携協定を締結している鹿児島銀行等を通じて、キャッシュレス決済が導入可能な施設・業務を選定し、試験導入に向けた検討を進めて行く。

◆キャッシュレス決済の導入対象施設・業務の選定やそれぞれの役割を担う部署を明確化する必要がある。

◆キャッシュレス決済導入に係る初期費用（端末関連経費）・運用費用（加盟店手数料・入金手数料）が発生することに加え、使用料等の発生するタイミング（決済のタイミング）と実際に入金されるタイミングのずれが生じるため、会計上の整理を行う必要がある。

■ キャッシュレス決済導入検討施設・業務数（数値目標）（単位：施設・業務）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		9施設・業務（R6年度累計）				
実 績	-	0				

★今後の方向性

・キャッシュレス決済導入にあたっては、複数の施設・業務で導入する方がコスト的なメリットは大きいですが、対象が複数の課・係になり決定までに時間を要することが想定されることから、一部の施設・業務に限定して令和4年度中の実証試験導入を目指す。

3 行政評価による適切な行政運営

(1) 総合振興計画の策定、進行管理

【振興計画審議会】

○後期基本計画策定については、各分野の委員からの多様な意見を聴取し、策定委員会・策定部会において内容を協議・検討した上で、後期基本計画各施策への反映に努めた。

【振興計画策定委員会】

○策定部会において作成された、後期基本計画（素案）・（最終案）を検討・協議し、取組内容・成果目標・新規施策など、前期基本計画で実施した中での課題・問題点について、数値等の根拠を用いながら整理することができた。

【振興計画策定部会】

○前期基本計画の振り返り作業を実施し、実施した施策の課題・問題点と今後の方向性を整理→後期基本計画の取組施策の検討→後期基本計画（素案）を作成した。

・新たな成果目標設定の考え方に基づき目標の項目・数値等を設定した。

◆年間の効果・検証は行われているが、年度途中でも事業の実施状況や実績把握などを行い、随時見直しを行うなど職員一人一人に意識付けが必要であることと、年度途中でのチェック作業の実施についての方法や時期などについて、職員の負担を考慮した方法を検討する必要がある。

■ 振興計画に定める成果目標の達成率（数値目標）（単位：％）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標		100.0（R6年度末）				
実 績	76.4	84.3				

★今後の方向性

・4月から9月までの進捗状況の振り返りを行った上で、次年度当初予算を編成するなどの仕組みづくりについて研究を進める。

(2) 事務事業評価システムの構築、PDCAの推進

(3) 振興計画（実施計画）と予算編成との整合

○毎年、事業評価の必要性等についての意識付けを行うため、全職員を対象に事務事業評価説明会を開催しているが、R2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、係長級以上を対象とした説明会とした。

○前期基本計画に基づく事業評価により、これまでの事業成果と課題・問題点や今後の方向性等について整理を行った。その上で、後期基本計画策定の基礎資料として使用した。

- ◆事業の進捗度の把握，課題・問題点や今後の取組内容の方向性の整理につながる取組として実施しているが，事業の振り返り（評価）が不十分と思われる事業が見受けられ，課・係間の平準化に課題が残る。
- ◆事業目的（特に求める成果）が正確に記載されていないことなどから，目的に対する成果が把握できず，的確な課題・問題点や今後の取組方針（改善策）の整理につがっていない。

★今後の方向性

- ・事務事業評価等説明会を通じて，事業目的（対象・求める成果・成果目標）の考え方を繰り返し説明し，事業評価に対する理解を深める。
- ・担当係において，「必要性」「有効性」「効率性」「達成度」の項目を点数で評価し，事務事業の課題・問題点の整理，今後の取組方針を明らかにすることで，評価結果を次年度予算編成に反映できる仕組みとする。

4 ICT等を活用した業務環境の改善

(1) 効率的な業務の推進

- 令和元年度に加盟した「鹿児島県町村ICT・IOT利活用推進協議会」を中心に，共同で業務の効率化を図るために検討を進めている。
- RPAソフトを導入し，2事務へ活用し事務の効率化・省力化を図った。また，RPAソフトの開発企業により研修会を実施し，その他の業務にも活用できるよう推進した。
- ◆RPAソフト等に任せる業務と職員が行う業務の洗い出しや精査を行い把握する必要がある。
- ◆自治体の規模，業務内容に応じたA I等の導入を検討する必要がある。

※RPAとは，コンピューター上で行っている一連の定型作業を，自動化できる「ソフトウェアロボット」のことです。（別名「仮想知的労働者（デジタルレイバー）」と呼ばれている。）

■ AI・RPA導入業務数（数値目標）（単位：業務）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	5（R6年度末）					
実 績	-	2				

★今後の方向性

- ・他自治体の先進事例を参考に，導入可能な業務の選定を行いながら，業務手順の見直しも併せた有効活用を図っていく。

(2) ペーパーレス化の推進

- 業務用端末の更新にあわせて，庁舎内会議やオンライン会議などでも使用可能な端末を整備した。
- 新規採用職員研修において，ノートパソコンを使用した研修を行いペーパーレス化の試験的な取組を行った。
- ◆職員以外の対外的な会議等で使用できるタブレット端末の機器整備に加えて，ペーパーレス会議の運用方法等について検討する必要がある。

★今後の方向性

- ・会議等において，ノートパソコンやタブレット端末を活用した資料のペーパーレス化により，紙資源の節約や印刷コストの削減と業務の効率化を図っていく。

IV 町民参画と協働のまちづくり

1 共生・協働の地域づくり

(1) ボランティア及びNPOの活動促進

【文化財ボランティア・観光ボランティア】

- 月1回の定例学習会や研修会を開き，会員の意識とガイド技術の向上を図った。
- 学校やふれあいサロンなど各団体からの申請により史跡の案内を行った。

◆現在、観光ボランティアは組織化されていないが、観光案内のほとんどが文化財の案内を希望されるケースのため、文化財ボランティアに対応をお願いしている。文化財以外の案内を希望される場合、現状として対応が難しいことが想定される。

◆文化財ボランティアガイド数を20人を目指し、会員の育成を図る必要がある。

■ 文化財ボランティアガイド数（数値目標）（単位：人）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	20人（R6年度末）					
実 績	16	16				

★今後の方向性

- ・文化財・観光名所を巡るコースの設定や案内パンフレットを作成しガイドの充実を図る。
- ・学校や地域での活動の場の創出に努める。

【福祉ボランティア】

- 社会福祉協議会において、ボランティアセンターのコーディネーター機能の充実を図っており、ボランティア個人・団体の育成支援については、活動のための保険加入、相談等が行われている。
- ボランティア協力校の指定・支援については、協力校25校を指定し、小・中・高校及び保育園・幼稚園に活動費を助成している。
- 町地域防災計画に基づき行う災害時応急対応活動として、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定を町社会福祉協議会と締結した。
- ◆地域福祉や災害復旧の支援を進めるためには、ボランティアの存在は欠かすことの出来ないものとなっている。ボランティア人材の確保と育成、支援を行うためのボランティアコーディネーターの配置やボランティアセンター機能の充実を図る必要がある。

■ ボランティア（個人・団体）登録数（単位：人・団体）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
個 人	16	11				
団 体	36	36				
（構成人数）	(1,055)	(1,001)				

★今後の方向性

- ・地域福祉におけるボランティア人材の確保や福祉施設等における人材不足等の観点から、小中学校におけるボランティア教育の充実をさらに図り、将来の福祉人材の育成に努める。

【ボランティア及びNPOの活動】

- 地域元気再生事業（交流促進型）の実施により、自主団体等が地域活性化と共生・協働の地域づくりに貢献する活動を支援しているが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大の中、イベントの開催について慎重な判断を要請した。その結果、本事業の活用による取組はなかった。
- ◆地域元気再生事業（交流促進型）については、3年間補助を継続することにより、その後を自主運営につなげる事業となっているが、4年目以降の事業継続に至っていない。運営団体の組織体制が脆弱な部分があり、特に財政基盤の強化が求められることから、NPO法人への組織化を含めた団体育成も必要となっている。

★今後の方向性

- ・地域元気再生事業（交流促進型）の活用を図りながら、町内消費へつなげる支援制度への見直しを検討し、併せて団体育成に努める。

(2) 自治活動の促進

【地域元気再生事業】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動（特にイベント事業）を中止せざるを得ない状況が続いた。
- 地域が自ら取組む地域活性化活動を支援するという本事業の目的に沿って、令和2年度は次年度以降の活動に向けた準備年度と位置づけ、当初計画以外の地域活動への振替や、地域活動に必要な備品購入金額の補助対象金額を引き上げるなど、コロナ禍においても本事業を活用できるよう柔軟に運用した。
- 地域活動を継続していくために、自ら稼ぐ（収入を得る）という意識が重要と考えたことから、収入事業に関する項目を補助金交付要綱に追加した。
- ◆本事業は、地域自らが策定した「地域づくり活性化計画」に基づく事業実施の費用を助成していることから、地域の活性化等に大いに寄与する重要な制度である。しかし、制度開始から10年が経過し、補助金への依存度が高い状況が見受けられる。
- ◆補助金への依存度を低減させるため、収入事業への取組を追加し呼びかけて行っていくが、人口の減少や高齢化などにより新たな事業を計画実践していく体力がない。

★今後の方向性

・地域活動を持続可能なものにしていくため、収入活動への取組について呼びかけを行っていく。今ある活動の中から収入を得る事業として取組めるものがないか、地域と一緒に収入を得ていくという考え方を持つような意識の醸成に努める。

【地域担当職員の設置】

- 地域担当職員が計画づくりから関わることでより実効性のある計画が策定された。また、今後それぞれの区の活動を実施するにあたり、計画の趣旨や目的を意識したものになることが期待される。
- また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に関連した特別定額給付金の交付事務の住民サービスとして高齢者世帯を中心に手続きのサポートを実施し、給付金の確実な交付に寄与した。
- ◆近年、職員の居住地や出身地が偏在してきているため、配置が難しい状況になりつつある。20区への職員配置の均等性を考慮した場合、今後の配置の在り方として何らかの基準が必要となっている。

■ 担当職員配置数（数値目標）（単位：人）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	89（単年度）					
実 績	94	94	94			

★今後の方向性

・現状の取組内容を継続する。職員の居住区分布の偏在化については、避難所対応職員等との関連性を考慮した配置とする。

【公民会・公民館合併】

- 鶴田区内の公民会長から合併を模索しているとの相談を受け、合併に向けた協議の流れや合併に係る補助金等の説明をしたが、現時点では具体的な協議や取組ではなく、合併に向けての情報収集の段階であつたため大きな進展は見られなかった。
- ◆公民会の合併は区公民館運営への影響も大きいことから公民館とも連携しながら進めていく必要がある。このようなことから、公民会から合併協議の申し出がなくても、公民館と連携して対象公民会への働きかけを行う。
- ◆公民会長等から合併に関する相談等があった場合、公民会長等のサポートを図りながら積極的な協議の場の設定などの働きかけを行うことも必要と考えられる。
- ◆公民会の歴史や会員間の自治活動に対する認識の違いなど合併に向けての話し合いや意欲の醸成が難しい。
- ◆高齢化や住民減により様々な活動等が制約されている公民会があるため合併に向けて更なる推進が必要である。

■ 公民会数（数値目標）（単位：公民会）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目 標	125（R6年度末）					
実 績	130	130				

★今後の方向性

・公民会長等のサポートを図りながら積極的な協議の場の設定などの働きかけを行う。場合によっては職員や区公民館長などが丁寧な説明を行い、対象公民会住民の理解を醸成していく。

(3) 男女共同参画社会の推進

(4) 女性委員の登用率の向上

【男女共同参画社会】

- 男女共同参画推進懇話会の中で、県の担当者から現在の男女共同の状況について説明を受けた。また、R3年度中に策定予定の「第3次さつま町男女いきいき幸せプラン」についても、意見をいただくようお願いした。
- 広報お知らせ版やホームページなど、女性に対する暴力をなくす運動やセクシャルハラスメント防止のための意識啓発に努めた。
- 女性の視点に立った意見が町政に反映される取組として、町女団連が中心となり町長と語る会を実施した。

【女性委員の登用】

- 女性委員については、全庁的に登用促進の理解が広がり、若干ではあるが、登用率が上昇した。
また、女性委員が登用されている委員会数が増加しているが、未だ登用されていない委員会もあることから、引き続き女性委員の選出に努める必要がある。
- ◆本計画で、女性委員の登用率を40%と設定しているが、現状値と比較して差が大きいことから、各種審議会等での委員選任において女性登用のルールをつくるなど積極的登用を図っていく必要がある。
- ◆本町の女性管理職割合も低い状況であることから、今後より一層、管理職の登用促進に向けた環境づくりを進めていく必要がある。

■ 委員会等への女性の登用状況（数値目標）（単位：％，人）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目標	40.0（R6年度末）					
委員総数	451	450	399			
うち、女性委員数	86	90	84			
実績	19.1	20.0	21.1			
委員会数	32	32	30			
うち、女性委員登用有	27	27	24			
うち、女性委員登用無	5	5	6			

※R3委員総数は、新型コロナウイルスの影響により委嘱できていない委員会あったことから総数が減少

★今後の方向性

- ・行革の取組目標となっている審議会等における女性委員の登用率向上に向けては、関係課に働きかけを行いながら、早期の目標達成を目指す。
- ・女性管理職の登用率向上においては、管理職登用への意識醸成と職員の理解、キャリアアップのための研修等の開催、働きやすい環境づくりなどが不可欠となる。研修会やセミナーの受講をはじめ、女性職員が必要と感じる取組についても聞き取り等を行いながら推進していく。

2 町民の情報収集と発信

(1) 広報広聴機能の充実

【広報部門】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い「お知らせ版臨時号」をカラーで発行し、新型コロナウイルスに関する重要な周知事項を見やすく分かりやすくタイムリーな情報発信に努めた。
- 電子書籍アプリ「カタログポケット」で、広報さつまとお知らせ版に加え、町ホームページの新型コロナウイルス特設ページに遷移するポータルも多言語配信し、外国人を含め広く情報伝達を行った。
- 広報さつま4月号掲載の組み写真「感動をありがとう。」が、鹿児島県広報コンクール組み写真の部で入選した。

【広聴部門】

- お便りでの読者からの質問や意見は必要に応じて担当課と共有し対応することで、きめ細かいサービスを行った。
- ホームページからのお問い合わせを担当課と共有し迅速な回答をしたことで行政サービス向上につながった。
- ◆届いたお便りの年齢層を見るに、広報紙は60歳以上の町民が比較的好く見ていると思われる。そのため、若年層や外国人居住者など、より広い読者層の開拓を行う必要がある。

★今後の方向性

- ・令和3年度中に新コーナーを開始し、様々な町民が登場することで読者層の新規開拓と幅広い読者からの支持を目指す。

(2) 町ホームページによる情報提供の充実及び積極的な更新

- 令和２年度はコロナ関連の情報を発信する機会が非常に多く、注目度が高いため随時更新を行い、閲覧者が見やすいように見出しを工夫した。
- ホームページに「まちのHOTニュース」コーナーを作成し、広報紙に掲載できなかった写真の紹介を開始した。
- 広報紙、お知らせ版に掲載する内容は、ホームページにも掲載する意識の醸成が出来つつある。
- ◆令和２年度はコロナ関連の情報発信が多く、広報文書係への承認依頼が一度に集中するケースがあり、承認に時間が掛かり情報発信が遅れることがあった。
- ◆ホームページは利用開始後６年が経過しており、令和４年度にリニューアルを考えている。大幅なデザイン更新とするか階層整理を中心とした更新とするのか、広報委員の意見等を聞きながら検討する必要がある。
- ★今後の方向性

・ホームページのリニューアルについては、現在のホームページの課題等について広報委員会で意見聴取を行うなどリニューアル内容を協議し、利用者に伝わりやすいホームページとなるよう進めていく。

■ 町ホームページ年間アクセスの状況

(単位：件)

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
アクセス数	934,855	1,144,116				
ユーザー数	177,669	201,283				

※令和２年度月平均アクセス 95,343件

■ 町SNS登録者数

フェイスブック	Instagram
522	1,061
ライン	※8/16現在
2,513	